資料３

答　申　書（案）

令和８年９月　日

嘉麻市長　佐 伯 憲 子　殿

嘉麻市水道事業経営審議会
会長　　塩 塚 正 康

令和８年２月２４日付 7 嘉水第５８２号により諮問のありました「嘉麻市水道事業経営に係る諮問について」に関し、本審議会において慎重に審議を重ねてまいりましたが、その結果を下記のとおり答申します。

記

はじめに

水道事業は、市民の快適な生活環境を支える重要なライフラインであり、将来にわたり安定的に安全で良質な水道水を供給するためには経営基盤の強化を図る必要があります。

嘉麻市の水道事業は、平成１８年の市町村合併後、平成２１年に旧市町の水道事業を統合し、水道料金の統一を図り、嘉麻市水道事業として経営することとなりました。現行の水道料金は、平成２１年に旧市町の料金統合による改定以降、消費税率の改定に伴うものを除き、約１７年の間にわたって据え置きの状況となっています。

こうした状況の中、水道事業の経営状態を統計資料の「令和６年度福岡県の水道」で確認すると、福岡県内で最も安価な給水原価であるにも関わらず、令和４年度以降、構造的な赤字経営が継続しており、要因の１つとして、人口減少や世帯構成の変化、節水型機器の機能向上など、水需要の縮減に伴う給水収益の減少が著しく、今後も減少が見込まれる状況です。一方で近年の物価等の高騰による経費増大も相まって、より一層の経営圧迫につながっています。また、高度成長期に整備した水道施設の更新時期も重なり、多額の投資が今後も見込まれるなか、令和１０年度には資金不足に陥る非常に危機的な経営状況であり、即刻何らかの対応を講じる必要があることは明白です。

このことから、将来にわたって安定・持続的なサービス提供を維持し、安全で快適な生活環境の確保、災害に強い上水道の確立を図るとともに、独立採算を大前提とする健全な水道事業経営に資するために次のとおり答申いたします。

第１　水道事業経営に関する経過

1. 人口減少や節水型社会の進展に伴う有収水量の減少。

　有収水量は合併当初の平成１８年度をピークに減少し続けており、令和７年度の有収水量では平成１８年度と比較すると２７％減少し、今後も有収水量、給水収益ともに増加を見込むことは困難である。（平成１８年度料金収入と令和７年度料金収入の差額は１億４百万円の減少。）

2. 高度経済成長期に整備された水道管路・浄水場等の老朽化に伴う更新費用の増大。

　平成２９年度以降、浄水場２か所、配水池１カ所の整備を実施済。今後、令和２４年度までに浄水場２か所、配水池１カ所の整備が予定されており、年次的に更新を実施している管路の布設替をあわせて、約７０億円の事業費が必要とされており、老朽化に伴う設備投資は避けられない状況となっている。

3. 近年の電気代、薬品代、労務費等の物価高騰に伴う維持管理費の上昇

　平成１８年の合併後、水道局内の組織改編を図りながら職員数削減、人件費抑制を進めるとともに、浄水場の整備の際には、需要に応じた施設能力の縮減を図り、電力や薬品の使用量の削減を図ってきたが、近年の物価高騰の影響もあり、大幅な経費削減は難しい状況となっている。また、施設更新に伴う減価償却費や企業債償還金の増加も伴い、経費の節減による経営改善は非常に困難な状況である。

第２ 答申の具体的内容

　嘉麻市水道事業におけるこれまでの経過を踏まえると、水道施設における全国的な課題として、高度成長期に整備・拡大した施設は耐用年数を迎え、本市も例外ではなく、多額の投資が予定されている。平成２１年に料金改定を実施したのち、消費税率の改定に伴うものを除き、現在まで水道料金の改定は行われていない。その間、職員数の削減、施設の規模縮減等による経費の削減に取り組むなど、一定の企業努力を実施してきたことは認められるが、より一層の経費節減に向けた取り組みとして、広域化や民間への業務委託等、他の水道事業の事例を研究し創意工夫を図っていただきたい。なお、具体的内容については、附帯意見として述べるものとする。

　水は生活における最重要なインフラであり、将来にわたって安全かつ安定的な供給が求められるものである。そのためには、老朽化した施設の更新は必要不可欠であり、近年の物価等の高騰に伴い、経費の大幅削減は困難な状況であるとともに、今後、給水人口の大幅な増加も期待できないことから、水道料金の値上げはやむを得ないと考える。

1. 料金算定期間の設定について

　水道料金算定要領では、おおむね３年から５年とされているが、本市水道事業の経営上、短期的には大きな変化なく、一定の水準で運営されると見込まれるため、料金算定期間を令和９年度から令和１３年度までの５年間とすることが適当である。

2.　水道料金の改定率について

将来の財政収支シミュレーションに基づく総括原価の結果、水道料金算定要領に示される資産維持費の確保と利用者の料金負担に係る影響等を考慮し、現行料金と比較して平均　　%から　　%の範囲内での改定率を設定する必要がある。

3.　料金改定の時期について

令和１０年度には資金不足が見込まれる危機的な状況を踏まえ、令和９年度のできるだけ早い時期での実施が求められる。

4.　料金体系について

料金体系は水道料金算定要領において望ましいとされる、現行と同様の口径別料金体系を採用することが適当である。なお、基本料金と従量料金の配分については、平成２１年以来の料金改定となるため、利用者への影響を十分に考慮し設定すること。

5.　口径別の基本料金設定について

現行の基本料金設定は、他の水道事業者と比較すると、大口径の設定が非常に安価となっている。水道料金算定要領で示される理論流量比等を踏まえた適正な料金設定により、配水流量に応じた料金の平準化が必要である。

6.　水道納付金について

水道施設の整備に要する新規利用者と既存利用者との経費負担の公平を図る目的から徴収される水道納付金について、他の水道事業者と比較すると安価な設定となっているため、近隣の水道事業者の例を参考に納付額の改正を行い、料金収入以外の収入確保を図ることが適切である。

第 3　附帯意見

1.　経営の効率化・経費削減努力

・水道メータ検針及び料金請求において、利用者へのサービス面での影響等に考慮しつつ、現状の毎月検針・請求から隔月（２カ月間隔）検針・請求に変更による費用の削減を検討すること。

・水道事業における職員数の削減及びサービス向上を目的とし、委託可能な事務事業を洗い出し、可能な限り経費の抑制につながる民間への業務委託の手法を検討すること。

・管路や浄水場の遠隔監視に伴う管理人員の削減及び通信機能を有したスマートメーター導入による検針人の削減等人的コストの削減について検討すること。ただし、現状では機器の設置に膨大な事業費が必要となることから、普及拡大によるコスト低減状況や水道局の資金余力を確認しつつ、費用対効果がより発揮できるよう検討を進めること。

・今後、水道事業の広域化によるスケールメリットを生かした事業経営は避けて通れない事項である。福岡県が策定した水道広域化推進プランを踏まえ、県の協力を得ながら、関係市町と将来を見据えた広域化に係る協議検討を進めること。

2. 老朽化対策・耐震化の計画的推進

・施設の維持管理経費の削減を図るため、今後予定される浄水場及び配水池の大型建設事業の実施においては、既存の計画にとらわれず、水利権や管路布設経費等の全体的な影響額等も踏まえつつ、効率化と安定供給の観点から施設統合・廃止を含めた検討を実施すること。

・施設や管路について、適切な維持管理と計画的な更新に努めるとともに、大規模災害に備えるために耐震化を進め、安定的に水道水を供給できるよう努めること。

3. 水道料金の継続的な見直し検討

・この答申における水道料金の改定を実施したとしても、５年後には収支の悪化が見込まれる状況である。社会情勢や水需要の動向に応じ、急激な料金値上げとならないよう、３年から５年の間隔で定期的な見直しを実施すること。

4. 使用者への丁寧な周知

・水道料金の値上げは市民生活に直結するものであるため、水道事業の現状及び料金改定の必要性や経過について、広報紙やホームページ、個別の通知等を通じて、値上げの実施までに十分な周知期間を設けて、丁寧かつわかりやすい説明に努めること。